会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	令和2年度 第4回川西市景観審議会		
事務局(担当課)	都市政策部 都市政策課		
開催日時	令和3年3月17日(金)午前10時~午前11時50分		
開催場所	オンライン開催 (川西市役所 202会議室 他)		
出 委員	澤木委員、平田委員、李委員、黒坂委員、中江委員、栗山委員、 森畠委員		
席事務局	松井・篠崎・宇野・大宮・福丸		
者関係人			
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	議 題 (1)議案第1号 黒川地区における景観形成重点地区の指定について (答申)		
	(1)議案第1号 審議経過のとおり		
会議に結果			
2 1124 1124 213			

審議経過

事務局

只今から令和2年度第4回川西市景観審議会を開催させていただきます。

あらかじめお断りしておきますが、この会議は、議事進行記録のために録画させて頂いておりますことをご了承願います。

私、本日の司会進行をさせていただきます、都市政策部の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。

前回に引き続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催とさせていただきました。事務局としても、操作が不慣れでご迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それではここで、委員の出席についてご報告させていただきます。委員7名の内、本日ご出席いただいておりますのは、7名全員でございます。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、本日傍聴の方が1名来られております。傍聴を許可したいと思いますが、皆様 よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員全員、異議なしということで、傍聴を許可させていただきます。

それでは、これより議事進行につきましては、澤木会長にお願いしたいと存じます。 よろしくお願いいたします。

会長

おはようございます。前回に引き続きオンライン開催となりますが、スムーズな議事 進行にご協力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速議題に入りたいと思います。

本日の議題は1件、黒川地区における景観形成重点地区の指定についてですけれど も、川西市長より令和3年3月5日付で諮問された議案でございまして、諮問書を画面 共有にて表示しておりますのでご確認ください。

それでは、**議題第1号「黒川地区における景観形成重点地区の指定について」、**事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

会長

前回の審議会での意見を取り入れて、主に景観形成基準のところが大分改善されていると思います。これにつきまして、皆さんからご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

主な意見とその対応のところにつきまして、7番の景観形成ガイドラインにつきまして、16ページを修正したということですが、16ページで合っていますか。

事務局

16ページで合っています。「3 景観形成の基本方針」のところで、上部の赤枠の部分を追記させていただいております。

委員

分かりました。ありがとうございます。

ガイドラインにつきましては、前回に比べてビジュアル化されていて、非常に見やすくなったと思っております。

会長

文章の構成で見ますと、最初の3行は川西市景観計画の全体の話をされていて、今回の目的は最後の段落、改行していないのですが「以上をふまえ」というところからが目的だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

会長から言っていただいたとおり、黒川地区の重点地区指定の目的としては、最後の 3段落目の中ほどの「以上をふまえ、」以降のところになります。その説明をするにあ たって、順番としまして、川西市ではこのような景観計画があり、景観計画の中で景観 形成を進める中でこのような方針があるということを前半に持ってきた方が良いかと考 え、このような書き方になっているのですが、文章を再考させていただきます。

会長

よろしくお願いします。ご指摘のように最初の3行を、少し今回のガイドラインに合った形にしていただくのと、「以上をふまえ、」のところを改行していただく方がもう少し分かりやすいかと思います。

他、いかがでしょうか。

委員

スケジュールにつきまして、この審議会を経て答申をしたら4月1日から施行ということなのですが、規制を伴う法律の場合、一般的には周知期間があって、法律的には施行するのだけれども、施行開始は3ヶ月から6か月程度の周知を経て施行ということになる形が多いのですが、市の場合、周知期間を経ずにすぐに施行するというのは一般的なのでしょうか。ガイドラインにつきましては、今回、色々と改正される訳ですので、最終形はまだ住民の方々はご存じない訳ですよね。それを、4月1日から施行ということにすると、規制の内容が十分に周知されないまま始まってしまいますが、大丈夫なのでしょうか。

事務局

周知期間につきまして、今回、規制対象になるのが黒川地区限定になっており、我々はこの景観形成のルールを策定するために1年前から入っておりますが、地域活性化をするための黒川のまちづくり方針として、数年前から徐々に黒川でこのようなことを行っていきますということはずっと周知しております。今回も1年前からスケジュールを示した上で、4月1日から施行しますという説明をさせていただいてきましたので、周知期間につきましては考えておりませんでした。この件につきましては、少し検討させていただきます。

委員

いつにしなければならないという意見ではないのですが、規制を開始するということなので、くれぐれも地元との間で齟齬がないように留意していただければと思います。

会長

ありがとうございます。 その他、いかがでしょうか。

委員

主な意見とその対応の3番、屋根と外壁の色彩規制で、屋根に明度規制を追加しましたということで景観形成ガイドラインの21ページで分かり易くなるようにイメージ写真を追加していただいたのですが、許容できる着色例(屋根)のところで伝統的な家屋がYR系で屋根の色が塗ったイメージ写真が使われておりますが、果たしてこれが許容されるのかどうかが気になります。ハウスメーカーが建てる建物であればこのような屋根の色はあり得るのですが、このような歴史的な家屋の場合は瓦屋根になりますので、掛け替えるとしてもこの色で掛け替えられたら景観的にはどうなのかという懸念があります。景観形成基準の内容としては、特に屋根の色が見下ろし景観の景観形成基準となり、とても重要なので、住宅の種類で色相の制限を変えておく方が良いのかもしれませんが、その辺りを事務局で検討されたかどうかをお聞かせください。

事務局

住宅の種類によって色相を考えたかどうかにつきましては、住宅の様式での検討はしておりません。ベースとなっているのは、黒川は市街化調整区域になりますので、市街化調整区域は景観計画の中で自然景観区域に位置付けられておりまして、その中で色彩制限があります。その色彩制限をベースに、着色可能な許容範囲を検討した結果、このような基準となりました。

会長

ということですが、どうしましょうか。着色した写真を出されると、これを推奨しているような感じに受け取られますよね。

委員

そうなのですよね。私も、屋根の掛け替えについてあまり詳しくないもので、掛け替える時にこのような色を選ばないというのが普通であればそんなに心配することではないのですが、このように掲載してしまうとこれで良いのだと思われてしまって、このような色が増えてしまったら困るだろうという懸念があります。

やはり、伝統的な家屋なので、昔ながらの素材を使い続けるのは難しいかもしれせんが、せめて色だけでも昔ながらの色を継続していく方が保全型の景観まちづくりには適切であると思いますので、ここは少し慎重になられた方が良いのかと思います。

事務局

まず、見せ方に問題があるのかと感じておりますので、何を参考写真にするか、一度 考えたいと思います。

また、住宅の種類による色彩基準につきましても、併せて考えたいと思います。

会長

特に、茅葺き屋根にトタンを葺かれる場合について、トタンは自然系素材ではないので、こういった形で示すとここまでは大丈夫だといってこのようなものが出てくる可能性がありますので、茅葺き屋根のような伝統的な家屋につきましては、YR系の使い方を考えていただく方が良いように思います。今からの変更で間に合うのかという心配がありますが、大丈夫でしょうか。

事務局

時間的な問題もありますけれども、貴重なご意見なのでこれは一度検討させていただきます。

会長

よろしくお願いします。 その他、いかがでしょうか。

委員

関連する質問なのですが、屋根と同様に壁の色も変化させた写真がありますが、全体的な計画を読んだ時に、基本的に彩色に関しては無彩色とするとあったと思うのですがいかがでしょうか。当然、素材の問題もありますよね。従来の伝統的な自然由来の素材を使うのであれば彩色は出てこないと思うのですが、例えば壁を漆喰で塗る場合はそこに更に色を塗ることはないと思いますが、屋根のトタンになると色を塗る可能性が出てきます。基本的にガイドライン全体において、無彩色を基本とするという文章があったと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

無彩色が基本であるというところは、今回、屋根の色彩の規制を判断する上で、我々が行った悉皆調査の結果や、航空写真を見た結果、やはり日本家屋が多いので瓦が多く、瓦が多いということはグレー系ということで無彩色が多いというのを、このガイドラインの中ではなくて色彩検討した中で書かせていただきました。

委員

瓦屋根でしたらグレーになると思うのですが、トタン屋根の場合は色が塗られるので、 それに対する規制というのは、現在2色をビジュアル化しているものがありますが、それ 以外の規制はないのでしょうか。

事務局

トタン屋根のような瓦屋根以外のものに関しては地区内に数棟あるのですが、比較的少ないです。ただ、少ないけれどもそこもカバーしなくてはいけないということで、現在、市街化調整区域の色彩基準になっている、R系、YR系では彩度6、Y系では彩度4、その他であれば彩度2以下という基準をベースに検討した結果がこのようになっております。

委員

例えば21ページの壁面の彩色されている写真は、壁の材料は何になりますか。

事務局

この写真の家屋の壁の素材は木板系であったと思います。ただ、今、この写真の壁の 材質がどうというよりも、前回の審議会でのご指摘で、許容できる色の彩度の最大値の 写真があった方が良いということに対応しておりまして、たまたまこの洋風の家を参考 にしただけなのです。

委員

全体の雰囲気からして、こういった有彩色は違和感があります。

会長

多分、21ページの左側の2枚の写真が、許容できる最大限の彩度の数値を例示しているので、最大限の方に誘導しているようになるということで問題があるということで、ここを推奨例の色の写真に変えていきながら、景観形成基準を市街化調整区域の最大のところに合わせておいて、屋根・外壁等の部位にもよりますが、後は行政の方で個別にうまく指導、誘導していただけるということでしょうか。

事務局

実際には、個別対応で指導していこうかと考えております。

会長

特にY系やR系において、色彩の範囲を決めるということは考えられなかったのですよね。

事務局

色彩の範囲の検討は行っているのですが、色彩の範囲の問題よりも、明度の方が周辺 景観との調和に違和感が生じるということで、明度のコントロールを結論付けました。

会長

その他、いかがでしょうか。

委員

アンケートにつきまして、38ページの「景観形成の基本方針」については反対意見が0になっておりますが、「景観形成基準」では反対とどちらかといえば反対という意見が結構多いと思いますが、この反対の意見に対して、何か理由は出ているのでしょうか。

会長

反対の方にご説明に行かれたという話がありましたが、いかがでしょうか。

事務局

反対意見の方々に対しては、一部匿名で回答されている方もいらっしゃいましたが、 特定できる方につきましては個別説明をしに行かせていただきましたが、やはりこれ自 体反対というよりも、内容の理解ができていないという感じでした。こちらも3回、自 治会の会合に参加させていただいて説明をさせていただいたのですが、新型コロナウイ ルスの関係もありまして説明する時間もあまりない中、資料をお渡ししてアンケートを 回答していただくという形になってしまったことが、こちらの不手際であったのかもし れませんが、そのようなこともありまして、あまりよく分からない、ただ規制されるだ けということであれば反対という方がほとんどでした。

委員

「外側の擁壁(法面)の外観」とか、「垣・柵の構造」についての反対意見が最高で7名ということですが、これに関しては基本的に嫌なのですかね。例えば、室外機のデザインを考えないといけないとか書いてありますが、内容の理解を十分にされてないかもしれませんが、こういったところが景観においては重要で、全体的にきちんと行っているのに部分的にそのようなものが欠けていくと、やった意味がなくなってしまう結果につながる可能性がありますので、その辺り納得するようにご説明して、これから反対を減らしていかないといけないと思います。

会長

事務局の意見の対応の1番のところに、観光部局の方と一緒に反対意見の方々のところに個別説明に回られて、一応全員の方にご理解をいただけたという報告を受けております。ただ、その時は分かったつもりになっていても実際に室外機を設置される時に基準とは違うものになってしまうというようなことはあり得ますから、やはり運用の中でうまくコントロールしていけるよう考えていただきたいと思います。

委員

地元の方々に納得していただくという件で、先週地元の自治会長、副会長と話をする機会があったのですが、地元の方が一番懸念されているのが農地の維持なのです。将来的に農地をどう維持していこうかということを非常に懸念されていて、今回、ガイドラインの32ページに市の取り組みを書いていただいたのですが、観光振興が中心になっていますので、農地の維持についてこのような取り組みをやろうということをもう少し書き加えていただいた方が良いのではないかと思いました。

実際、36ページの農地利用状況を見ると、遊休農地面積は少しずつ減っていっています。これは、多分、農地の貸し借り等の何らかの対策をされているから減ってきているのかと思いますので、32ページに農政関係のそのような取り組み支援策を書いていただくと、地元の方々の理解につながるのではないかと思いました。

会長

少し内容が変わりまして、農地の保全の方になりましたが、書けることはありますでしょうか。

事務局

農地の件なのですが、今回、これは景観の基準ということで、方向性としましては、 農地の政策等につきましては都市計画の方の都市計画マスタープランの方に載せていく ものと考えております。来年度と再来年度で今ある都市計画マスタープランをもう一度 見直して、次をどうしていくということを、市内全体のことも含めて考えていきたいと 思っており、そこに載せていくものと考えております。

それから36ページ、遊休耕作地が減っていっているということですが、新しく借りてくださる方がいらっしゃるということで、減っていっていると聞いております。

委員

具体的な施策につきましては都市計画マスタープランの方で考えられると思うのですが、そういうことを行っているということも景観形成ガイドラインのどこかに示しておいた方が良いのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。32ページに市の取り組みが書かれており、観光振興が書かれていますが、観光振興よりは農業振興に取り組んでいますと書いておいた方が良いと思います。農地の貸し借りの仲介等、色々なことを行っているのだと思うのですが、そのようなことを進めていくということを記載しておいた方が、地元の理解につながるのではないかと思います。新しいことを何か書くというよりも、このような取り組みをしているということを書く方が良いと思ったのですが、いかがでしょうか。

会長

32ページにつきましては、まちづくり方針について準拠したところを引いてきていると思います。ただ、32ページのタイトルが「黒川地区における市の取り組み」となっておりますので、もう少し広いところも含めて、既に行っていることについて記述があればということで、農地の保全という視点も記載した方が良いというご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局

おっしゃる内容は市の取り組みなのですが、我々は直接農政の方は行っておりませんので、一度農政部局と打ち合わせをして、こういうことを行っているという例がありましたら載せていくということでご理解いただければと思います。

委員

ありがとうございます。了解しました。

会長

その他、いかがでしょうか。

委員

景観形成基準につきまして、写真が増えたので見易く、分かり易くなって良かったと 思います。それでは、気が付いたところを挙げていきたいと思います。

18ページ、コラムの欄に厨子二階建てというのがあるのですが、この表記はどちらかというと町家をメインにしたコラムになっています。実際、町家が農家につながっていくのですが、少し内容が遠いかと思います。成り立ちはこういうことなのですが、これを参考にして農家がこういうデザインを使ったということですので、コラムで厨子二階建ての成り立ちを説明するのであったら、これが農家にどうつながったのかという表

現があったら良かったと思います。

それから19ページ、屋根の勾配を3寸~5寸にするように変えてもらったのは、とても良かったと思います。屋根の形状につきまして、切妻屋根と入母屋屋根のイラストがあり、これらは基本的にこの地方に多いのですが、寄棟屋根の新築も出てくることがあるかと思います。けれどここに基準として挙げる必要があるのかというとその必要はないのかと思いますが、寄棟屋根の新築が出てきた時は多分OKではないかと思います。

それから21ページ、先程から議論されている許容できる着色例(屋根)の写真につきまして、茅葺き屋根を覆っているトタンの色でYR系の着色例として見せるのは厳しいかと思います。実際にあるトタンの屋根には色のパターンがあり、大体が田舎の景観に合っているのです。20ページに改修しているトタン屋根の写真がありますが、このような茶色系なら良いと思いますが、21ページの写真のように茅葺き屋根のトタンの色にこのような色を着色した写真を出すのはちょっとまずいと思います。最近はトタンの屋根にも色がついているので、わざわざペンキを塗るということはないかと思いますので、むしろYR系で載せられるのであったら、茅葺き屋根の住宅ではない住宅ものにした方が良いと思います。

それと、外壁の方の写真は右の写真は白漆喰、左が黄色の漆喰と考えれば良いのかと 思います。

それと21ページの真ん中のただし書きのところで、着色されていない自然系素材の中にレンガが挙がっていますが、このような里山でレンガというのはあまり出てきません。また、元々この地域にレンガの建築物はありませんので、わざわざ挙げる必要はないと思います。単純に景観の視点から言うとレンガはOKなのですが、黒川にレンガの建物が建ってもどうかと思いますので、里山に関してはレンガを挙げる必要はありません。また、その後にこれらに類する材料としてレンガタイル等と記載されていますが、これもわざわざ挙げる必要はないと思います。

それから気になっているのは屋根のことで、以前から黒川の景観は屋根が一番大事という話をしているのですが、屋根の上に乗せる太陽光パネルが出てきた場合、ガイドラインにはあまり出てきていないので、勝手に乗せてしまうことがあると思います。太陽光パネルを乗せる場合は事前相談して欲しいとか、太陽光パネルも協議の対象になりますといった表現があればと思いました。

会長

何点かご指摘いただきましたが、いかがでしょうか。

事務局

まず18ページの厨子二階建てのコラムにつきまして、イメージ写真が黒川で見られる農家よりは町家に近いということで、写真を見直すようにしたいと思います。

19ページの屋根の形の件、切妻、入母屋がありますが寄棟はどうかということにつきまして、悉皆調査の結果、切妻と入母屋が主であると出ていたかと思います。それを元に景観形成基準を作っているのですが、景観形成基準の中では形状については努めるという努力義務となっておりますので、当然寄棟についても相談いただければ協議に乗れると考えております。

21ページの許容できる着色例につきましては、先程からご指摘をいただいているので、イメージ写真については検討したいと思います。

それから、建物に設置する太陽光パネルにつきまして、前回もご説明させていただいたかと思いますが、住民の方々から景観の規制はあまり負担のない規制にして欲しいという要望があります。その中で、建物と一体化したもの、屋根に設置するものに関しては景観の届出対象外にしております。基本的に、地元はそこまでの規制を求めていませんので、過度であると判断しまして、今回は対象外としております。

委員

気になっているのは、歴史的建造物や厨子二階の屋根、茅葺きのトタン屋根に太陽光パネルが乗っているのを見たことがありますが、それらを見過ごしてしまうということで良いのですか。

事務局

見過ごしてしまうという言い方は乱暴かと思いますが、当然、太陽光パネルの基準も ございます。その中で太陽光パネルは青色の強いものは避けて、黒に近い低彩度にする という基準がありますので、周辺景観にマッチしたようなパネルを設置するように指導 させていただきたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

他、いかがでしょうか。

委員

3点ございます。

まず1点目、18ページの厨子二階建ての説明につきまして、写真がマッチしていないということでしたが、説明そのものにかなり俗説が入っていて厨子二階建ての説明としては正しくありません。本来は町家のものが農家に建っているということですが、時代としても私自身が調査していないので分かりませんが、明治後期までの様式と書かれていますが、多分、新しいものとしてスタイルとして建っただけであって、時代を反映していないと思います。厨子二階建てそのものは近世からありますし、虫籠(むしこ)窓の説明も、特異な写真を用いられていますので、いずれにしてもきちんとした書物から引用という形で使われる方が良いと思います。

2点目、先程ご指摘のあった農地のことにつきまして、例えば3ページに集落景観の 景観形成の方針として、「集落と農地、里山が調和した景観を形成します。」という文 言がありますが、それに対して10ページの景観資源の項目の中に農地がありません。 里山の説明はあるのですが、主に山林を指していて、本来ここに入っているべき農地に ついての記載がありません。元々、農地を含めての集落景観と言っているのに、景観資 源に農地が入っていないことが、根本的に、先程からご指摘のある農業振興に関するこ とが抜け落ちている原因ではないかと思います。

3点目、先程ご質問のあった住民説明と周知期間に関連しまして、このガイドライン を適用するに当たって、現状、このガイドラインに適応しないものがどこにどのくらい あって、住民の方々にここがこうできなくなるという説明がされているのかどうか教え てください。

事務局

1点目、厨子二階建ての説明につきましては、参考書物から引用して、正しい情報を記載したいと思います。

2点目、農業につきまして、確かに農地をピックアップして景観資源とした書き方はなかったのですが、9ページに黒川地区の人が農業において様々な方面で里山を利用して炭焼きと並ぶ村の産業をささえるものとして大事にしていましたというような、里山と農地の歴史については、歴史を調べて掲載させていただいたのですが、景観資源としての農地としてピックアップはできていなかったので、これにつきましては別途検討したいと思います。

3点目、ガイドラインに適合しない箇所につきまして、現状に合わせて景観形成基準に作っていますので、適合しないものは基本的にありません。ただ、ないのですが、そもそも適合していない違反建築物が黒川地区にありまして、そこにつきましては所有者が実際にそこに住んでいませんので、説明できておりません。ただ、会えた方、アンケートに回答していただいた方には、自治会で説明させていただいた方には、丁寧にご説明させていただき、ご理解いただいているものと判断しております。

委員

厨子二階建ての建物の説明文の修正につきましては、よろしくお願いします。

農地につきましては、元々謳っているにもかかわらず資源として記載していないのは、 今後、大きな影響を及ぼしますので、必ず入れていただきたいと思います。

現時点より農地がこれ以上減っては困る、できるだけ増やしていきたいというのが本来の在り方だとすれば、ガイドラインでも謳われている、今後、より魅力を創出していく、景観を維持していくという中での目安として、現在どれだけの農地があるのかを地図として、ガイドラインの中にはっきりと示されておくべきではないかと思いますので、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

住民説明につきましては、状況は大体分かったのですが、これまでの審議の中で、この 写真は使わない方が良いのではないかというご指摘のあった写真が、黒川地区の物なの か、そうではないのか分かっていないのですが、室外機や細々とした外構部分も含めて 色々な部分があると思うのですが、それが反対意見につながったのではないかというご指 摘もあったのですが、本当にそこまできちんと把握されて、説明されて、ご理解いただけ ているのか、というのがこちらとしてもちょっと分からなかったというのが感想です。

会長

事務局、最後の点についてはいかがでしょうか。

事務局

反対されている方には1軒ずつ個別説明に行かせていただいて、大分時間を取って内容 説明をさせていただいておりますので、そのようなことはないかと思っております。

今後、そういった質問や協議がありましたら、行政側として丁寧に制度の説明をさせていただいて、適切に対応していきたいと思います。

委員

説明は十分されていると思います。ただ、その説明に当たって、何を変えないといけなくなるかの説明が住民の方にきちんと伝わっているかということを懸念しているということをご理解いただければと思います。

今後、ここをより魅力的な地区に改善していくということを謳っているので、市として どこに変えていって欲しいものがあるかにつきましては、本来、把握されておくべきこと だと思います。それは、ここにオープンにする必要は必ずしもないのですが、事前に協議 或いは建築行為が起こる前に把握されていて、建築行為等、何かここに手を入れられる際 には、こうしていただきたいということがすぐに対応できるように、準備しておくことが 重要ではないかと感じております。

会長

貴重なご意見をありがとうございます。 その他いかがでしょうか。

今日、ご意見いただいた中には、ガイドラインに手を入れなくてはいけない内容が数ページあると思いますが、最初のご説明の今後の流れの中で、明日以降規則改正というステップに入っていくのですが、今回の修正はそちらと並行して、規則改正の中には入るけれども、ガイドライン自体の修正は実際の制度の改定の4月1日までに間に合わせるといった形で進めるのでしょうか。この辺りの進め方を示していただけますでしょうか。

事務局

規則改正になる部分については、黒川地区の範囲を重点地区に指定しますというところの記載と、どういったものを届出対象にするのかという届出対象基準の部分になりますので、その部分についての規則改正の手続きは進められるかと思います。

今、問題になっております、色彩の規制につきましては、景観計画に反映することで その効力が発生するという内容になっておりますので、当然4月1日までに、規則改正 のフローとは別で、4月1日までに修正して、景観計画の方に反映するというような流 れで進めていきたいと思っております。

会長

分かりました。

そうしましたら、規則改正の案につきましては、今日でこの案件の審議は終わりなので答申を返すことになります。今回出てきたご意見を付しての答申になりますが、今月中にこれを修正いただく分については、委員の方にメールか何かで見ていただく機会というのは設けられそうですか。

事務局

ご意見いただいた内容で答申という形になると思うのですが、それにつきましては、 後日、メールで対応させていただきたいと思います。

会長

原案から変える部分がありますが、そういったところを含めて答申をすれば良いという形で進めさせていただきたいと思います。

その他、皆さんの方からお気付きの点はありますか。

それでは整理させていただきます。

ガイドラインの冒頭の1ページのところの表現を少しご意見に沿って修正していただ きます。

10ページの景観資源のところに、農地を景観資源として位置付けていただくことを追加する。できれば、現在、どれだけ農地があるかが分かるものをつけてくださいというご意見でした。

18ページのコラムにつきましては、厨子二階建ての説明について、既存の公表されている文献を引用して記載をお願いします。主には町家の様式ですが、それが黒川にも伝わって使われているといった位置付けをして欲しいというご意見でした。

19ページの屋根の形状の寄棟につきましては、このままでよろしいですかね。努めるという中で、寄棟も認めていくであろうといった運用面の話もありましたので。

21ページの屋根の色彩の景観形成基準につきまして、着色例の写真、特に屋根のYR系の例を示すのであれば茅葺き住宅ではないものにして欲しいといったご意見でしたので、このサンプルの入れ替えを考えていただきたいと思います。

それと、景観形成基準のY系、YR系の取り扱いの基準をどうするのかということにつきまして、事務局で検討いただいて、修正が必要であれば、こちらは規則に関係することになりますので、早めに検討していただきたいと思います。

それから、ただし書きの部分の、レンガ、レンガタイル等の記述が不要であるというご 意見がありましたので、この辺りも加味していただけたらと思います。

32ページの市の取り組みのところで、農地への取り組みで既に実施されているもの

があれば加えていただくということ。

あとは、周知期間の問題とか、これまでのご説明の中でどれだけ住民の方々にご理解いただけたかというご意見が出ていました。

このガイドラインにつきましては、これらの数ページの修正が加わりますけれども、原 案に基づいてこれらの意見を付した形で審議会としての答申として変えていきたいと思 いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

委員

19ページに4寸勾配の屋根の写真が載っていますが、「黒川いこいのガーデン」と書かれた大きな看板があります。これは県がこの下に花壇を作られているのですが、花壇より大きな看板をつけられています。現地に調査に行った際も、この看板は大きすぎるということを確認しておりますので、ガイドラインに載せる写真に使うのはいかがなものかと思いました。

会長

そうですね。この写真も看板が写らないようにトリミングしていただくか、建物主体 で写った写真に変えてもらうか、対応していただけたらと思います。

事務局

分かりました。編集させていただきます。

会長

他、よろしいでしょうか。

委員

本筋ではなく参考資料の方なのですが、34ページにつきまして、丁寧に悉皆調査がされていると思うのですが、データとして挙げておられるのは非常に重要だと思いますが、今回、景観として、ガイドライン施行時点でどのような建物が建っていたのかということは非常に重要な資料になるかと思うのですが、もし可能であれば民家の写真を挙げておくと、今回、どういったところに合わせていきたいのかというところが、目に見えてくるのではないかと思います。

ただ、個別の住宅を公刊物に載せても良いのかという問題はありますので、資料として有益な写真、かつ公表して良いものがあれば、今後、こういったものを目指していきましょうという集落の全体像として見せておくというのは重要であると思いますので、可能であれば資料に入れていただけるとありがたいと思います。

事務局

それにつきましては、検討をさせていただきます。

会長

他、よろしいでしょうか。

それでは先程申し上げたことにつきまして修正していただくということで、このガイ

ドラインに本日いただいたご意見を追加して、答申させていただきたいと思いますが、 ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは本日のご意見を追加したものを作成して、市長の方に答申させていただきたいと思います。

事務局の方、答申案はどうさせていただきましょうか。

事務局

答申案はここでは出さずに、案を作り直ししまして会長の方に送らせていただきます ので、確認の方をよろしくお願いします。

会長

分かりました。意見の要点を整理していただいて、原案に対してそれらの意見を付けて、答申致しますという形で答申させていただこうと思います。

修正した案の確認につきましては、会長の方に預けていただければと思いますがよろ しいでしょうか。

(異議なし)

会長

ありがとうございました。それでは本日予定していた案件は以上になります。 事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局

事務局より1点、ご提案したいことがございます。

例年、年度末に実施していた景観事業の年度報告についてですが、昨年度同様、書面によるご報告とさせていただき、何かご意見等あればメール等でいただくといった方法を取りたいと考えております。また内容につきましても、事業の詳細な内容まで記載したものではなく、概要という形で簡素化した内容にしたいと考えております。なお、実施時期としましては4月中に実施します。

また、次年度以降の主な審議事項も、例年、年度報告に記載しておりますが、令和3年度以降につきましては、上位計画の都市計画マスタープランが変わりますので、それに合わせて景観計画の変更を考えておりますが、審議自体は令和3年度下半期以降になりますので、今年の夏頃に頭出しという形で審議会を開催させていただき、内容をご説明したいと考えております。

以上のような形で進めさせていただきたいと思っておりますが、委員の皆様方の意見をお聞かせ願いたいと存じます。

会長

2点ございました。

1点目は、景観事業に関して毎年年度ごとに審議会でご報告いただいていていましたが、今年度はコロナの関係もありましてメールで見ていただいてご意見をいただくという形を取ったのですが、来年度以降もこの形で良いかということ。

2点目は、次年度の審議事項の頭出しの形の提案がありました。

これらに関しまして、この景観審議会の進め方に関しまして、ご意見はございますでしょうか。

(異議なし)

会長

特にないようなので、景観事業の報告につきましては書面でしていただき、メールでご 意見いただくという形を取りたいと思います。

それから、次年度の景観審議会につきましては、景観計画の変更につきまして、都市計画マスタープランの見直しと合わせまして考えているというところで、変更の内容の審議自体は次年度の下半期以降になる予定ですが、夏頃に審議会を開催してこのようなことを考えているという頭出しをしていただくということですので、よろしくお願いします。

その他、ご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

委員

黒川のことではないのですが、少し気になっていることがあってお聞きしたいのですが、源氏まつりという毎年4月に多田神社周辺で行われる行事がありまして、一度、川西能勢口駅周辺で行われたことがあったと思うのですが、基本的には多田神社周辺で行いますという話を聞いておりまして、それは景観として良いのではないかという話をしていたのですが、今年から川西能勢口駅周辺で行われるとお聞きしたのですが、それは事実でしょうか。

事務局

今年は確かに川西能勢口駅周辺で行うということで予定されていましたが、結果として新型コロナウイルスの影響で中止が決定されています。次年度以降につきましては、ずっと川西能勢口駅周辺で行うのか、また多田神社周辺で行うのか把握しておりませんので、また調べてご報告させていただきたいと思います。

委員

景観としてはハレの舞台なので、多田神社周辺で行うことが望ましいだろうということ は以前からさせていただいておりますので、景観としては、多田神社界隈で行うことが望 ましいとお伝えいただきたいと思います。

会長

他に何かございませんか。

ないようですので、事務局にお返しします。

事務局

長時間にわたりまして、慎重なご審議を頂きありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第4回川西市景観審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。